
雄武町強靭化計画



令和3年3月

【 目 次 】

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨	2
2 計画の位置付け	3

第2章 雄武町強靭化の基本的考え方

1 雄武町強靭化の目標	4
2 SDGs（持続可能な開発目標）の推進	5

第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方	6
2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	7
3 評価の実施手順	8
4 評価結果	8

第4章 雄武町強靭化のための施策プログラムの策定及び推進事業の設定

1 施策プログラム策定の考え方	31
2 施策推進の指標となる目標値の設定	31
3 推進事業の設定	31
【雄武町強靭化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧】	32

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等	55
2 計画の推進方法	55

【別表】 雄武町強靭化のための推進事業一覧	56
-----------------------	-------	----

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることになった。

また、雄武町においても、過去の経験から豪雨や豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、策定から5年が経過した2019年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置付けた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組みを進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、2015年3月に「北海道強靱化計画」を策定したところであり、5年が経過した2020年3月には直近の自然災害から得られた知見などを踏まえ改定がなされるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

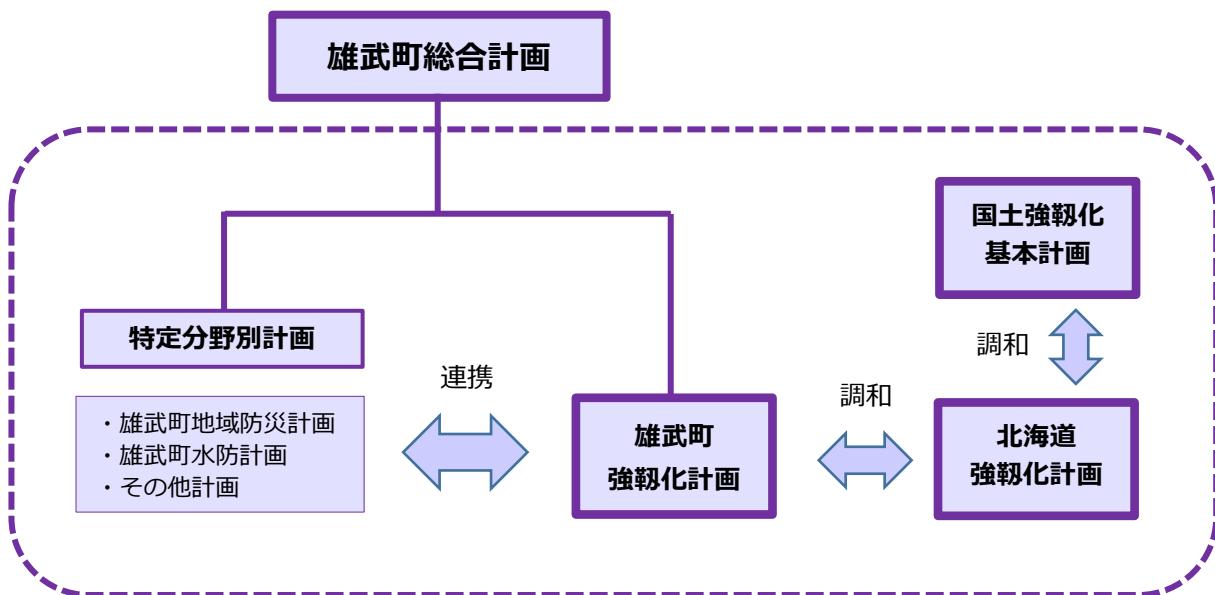
この間、雄武町においても、東日本大震災や過去の豪雨災害等の教訓を踏まえ、「雄武町地域防災計画」及び「雄武町水防計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組みを強化してきたところである。

本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、雄武町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組みを更に加速していくなければならない。

こうした基本認識のもと、雄武町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「雄武町強靱化計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靭化地域計画として策定するものであり、国土強靭化に関する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、雄武町の総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靭化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



第2章 雄武町強靭化の基本的考え方

1 雄武町強靭化の目標

雄武町強靭化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靭化に積極的に貢献していくことにある。

また、本町の強靭化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組みである。こうしたことからも、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

雄武町の強靭化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、北海道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。

以上の考え方を踏まえ、雄武町強靭化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や北海道強靭化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靭化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配意しつつ、次の3つを雄武町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

雄武町強靭化の目標

- （1）大規模自然災害から町民の生命・財産と雄武町の社会経済システムを守る
- （2）雄武町の強みを活かし、国・北海道全体の強靭化に貢献する
- （3）雄武町の持続的成長を促進する

2 SDGs（持続可能な開発目標）の推進

（1）SDGsとは

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、わが国においても積極的な取組みが進められています。

（2）雄武町強靭化計画との関連

SDGsがめざす持続可能な環境や社会を構築していくためには、地域経済や社会保障、自然環境などを将来にわたり持続可能なものにしていくことが必要となります。

雄武町強靭化計画の目標を達成するための施策プログラムの推進に当たっては、SDGsの目標を意識しながら取組みを進めることとします。



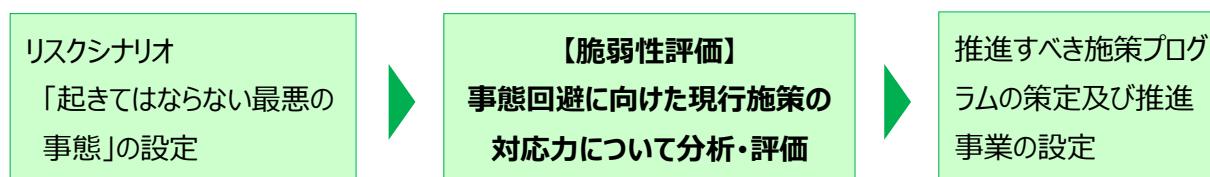
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靭化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靭化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

雄武町としても、本計画に掲げる雄武町強靭化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靭化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、雄武町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- 国土強靭化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた雄武町の対応力についても、併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靭化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など雄武町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞込み等を行い、雄武町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと20の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【 リスクシナリオ 20 の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下
6	二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

3 評価の実施手順

前項で定めた 20 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

評価結果は次のとおり。

(1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(住宅、建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化率は、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられた(法改正に伴う耐震診断が義務付けられている建物は存在しない)ことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。
- 災害発生時における空き家の倒壊等による危害を防ぐため、空家等対策協議会他関係機関と連携を図り、除去や適正管理の指導等を進める必要がある。
- 「雄武町公共施設等総合管理計画」における耐震化率は 80.8%となっているが、避難場所となる施設に限定すると、耐震化が完了している。そのほかの施設については、使用していないものも含め倒壊の危険があることから「雄武町公共施設等総合管理計画」のほか、各個別計画に基づき耐震化もしくは解体を進める必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組みを進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、「雄武町公共施設等総合管理計画」のほか、各個別計画に沿った維持管理等を適切に行う必要がある。
- 公営住宅等については、「雄武町公営住宅等長寿命化計画」に沿った公営住宅の計画的な建替え、改善等を実施する必要がある。
- 学校施設・社会教育施設については、「雄武町教育施設長寿命化計画」に沿った計画的な建替え、改修等を実施する必要がある。
- 公園施設については、「雄武町都市公園長寿命化計画」に沿って維持管理等を適切に行う必要がある。

(避難場所等の指定・整備・普及啓発)

- 災害時の速やかな避難所設置・円滑な運営に向けて、地区自治会などと連携を図り、避難所に必要な設備の整備を進めるとともに、避難所運営マニュアルの整備や厳冬期を想定した実践的な訓練の実施などにより、「自助」「共助」の取組みが最大限発揮できるよう促す必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共施設において、非常食や災害用資機材の整備が必要である。

(緊急輸送道路等の整備)

○町内の緊急輸送道路等について、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、国・北海道と連携を図り整備を推進する必要がある。

(その他)

○火災の未然防止や被害低減を図るため、関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組みを推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- 避難所運営マニュアルの策定 未策定 (R2)
- 住宅用火災警報器設置率 79% (R2)

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

(警戒避難体制の整備等)

- 土砂災害の予防については、現況を踏まえた予防対策を計画しており、土砂災害警戒情報の収集、伝達、避難勧告等の発令基準等を定めているが、適切かつ効果的に運用していくためには広報紙やホームページ等により町民に対し周知徹底を図るほか、防災訓練等の実施により担当職員の習熟を向上させる必要がある。
- 土砂災害を未然に防止するため、「土砂災害危険地区」及び「土砂災害危険箇所」の把握に努めるとともに、北海道と連携し、危険箇所等の基礎調査を進め、「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」の指定を推進する必要がある。

(砂防設備等の整備、老朽化対策)

- 土砂災害（土石流、地すべり・かけ崩れ等）の発生防止に努めるため、国及び北海道に対し情報提供を行うなどの連携を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- 「土砂災害危険地区」の把握 実施済（H28）
- 「土砂災害危険箇所」の把握 実施済（H28）

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【評価結果】

(津波避難体制の整備)

- 今後、国や北海道における新たな津波浸水想定が設定されるなどの情勢変化に応じた、津波ハザードマップの見直しをはじめ、避難体制の再整備が必要である。
- 避難困難地域については地域の実情に合わせた避難方法の検討が必要である。
- 避難行動要支援者の支援組織である自治会等との地域防災体制づくりを進める必要がある。
- 災害の規模によっては、町職員が避難所開設に従事できない場合があることから、自治会に対し、避難所開設及び運営体験を実施し、自主防災組織の設置を含めて、防災意識の向上に努める必要がある。
- 災害時に低地居住者が速やかに高台へ避難するため、緊急避難道路を整備する必要がある。

(海岸保全施設等の整備)

- 高潮・津波の予防施設である海岸保全施設は、老朽化が著しいことから、劣化や損傷の状態に応じ、施設の機能を回復させるため、北海道と連携していく必要がある。

【指標（現状値）】

- 防災のしおり（防災マップ）の検証 未実施（R2）
- 自治会との連携（避難所運営体験） 実施済（R2）
- 自主防災組織の推進 実施済（R2）
- 道路整備延長 0m（R2）
- 雄武町水防計画 策定済（H28）

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

(洪水・内水ハザードマップの作成)

- 雄武町防災のしおり（防災マップ）を有効活用し、防災意識の向上を推進するとともに、町民が浸水区域を事前に把握することにより自主的に避難する心構えを養い、水災時における町民の円滑かつ迅速な避難体制の構築を図る必要がある。
- 防災のしおりは日本語表記であり、外国人は理解しづらいため、外国人にも理解できる表記で作成する必要がある。
- 防災のしおり（防災マップ）は、策定後 6 カ年が経過しており、津波浸水予測を再検証する必要がある。

(河川改修等の治水対策)

- 雄武ダムについては、平成 21 年度から運用が開始されているため、まだ稼働年数は少ないものの、今後老朽化等による更新・修繕等に備え、ダムの機能診断を実施し、長寿命化計画の策定を図っていく必要がある。
- 北海道と町では、それぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、護岸の整備などの治水対策を行ってきたが、近年頻発している集中豪雨に備えるため、未整備の河川を含め、今後一層の効果的、効率的な整備や維持管理を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- 防災のしおり（防災マップ）の更新 実施済（H29）
- 防災のしおり（防災マップ）の多言語化 未策定（R2）
- 防災のしおり（防災マップ）の再検証 未実施（R2）
- 全町的な避難訓練の実施 実施済（R1）

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(暴風雪時における道路管理体制の強化)

○道路利用者の安全を確保するため、除雪作業従事者との連絡を密にし、道路状況を的確に把握するとともに、各道路管理者（国、北海道、町）が連携し、通行規制等の情報を迅速に共有し、道路利用者への情報伝達を円滑に実施するための体制を強化する必要がある。

(除雪体制の確保)

○除雪作業従事者については、現時点では確保できているものの、将来的に担い手不足が見込まれることから、担い手の確保に向けた取組みを進めると同時に、除雪機械の計画的な更新を進める必要がある。

○円滑な除雪作業を進めるに当たり、堆雪スペースの確保が課題となっていることから、必要なスペースを確保する必要がある。

【指標（現状値）】

- 町道除雪路線延長 165.5km (R2)
- 除排雪車両保有台数 7台 (R2)

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件下での災害を想定し、停電時でも使用可能な暖房器具や発電機、水道凍結時でも使用可能なトイレの備蓄整備などについて、民間事業者とも連携しながら避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。
- 電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備や整備後の稼働の実施、公用車の給電機能付車両の整備に努める必要がある。

【指標（現状値）】

- 発電機の整備 整備済 (R1)
- ジェットヒーターの整備 整備済 (R2)
- 避難所運営体験の実施 実施済 (R2)
- 防災教育の実施 実施済 (R2)

1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

(関係機関の情報共有化)

- 現在、警報等の種類に応じて、3段階に分けており、非常配備体制により、防災情報の共有化等が進められており、北海道、警察、気象台との緊密な連携の維持も含め、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互連絡体制の構築を維持する必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報については、町ホームページをはじめ、北海道防災情報システムをレアラートと連動させた運用により、町民等へ伝達しているが、今後より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信連絡訓練等によりシステムの習熟を図る必要がある。

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 国のガイドラインが改正されたことから、避難勧告等の発令基準の改定を検討する必要がある。
- 災害時における適切な住民安否情報の収集・提供のため、自治会、自主防災組織など地域住民が相互に連携し、避難行動要支援者名簿を活用するなど、国が改修を予定している国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な市町村防災行政無線のデジタル化や防災等に資する公衆無線 LAN の整備を促進とともに、北海道防災情報システムとレアラート（災害情報共有システム）の連携強化、職員の操作力の向上などを図る必要がある。また、避難勧告等の住民への情報伝達に関し、予期せぬトラブルにより障害が生じる事態を想定し、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- 災害時の情報伝達を確実にするため、ホームページのほか、SNS（Twitter）や民放（UHB「地デジ広報サービス」）を活用するなど、災害情報の提供に有効な情報発信の強化を進める必要がある。

(観光客への要配慮者対策)

- 観光客に対する迅速かつ正確な情報提供や避難誘導体制を整備する必要がある。

(帰宅困難者対策の推進)

- 災害時の公共交通機関の運行停止による多数の帰宅困難者の発生のほか、積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組みを進める必要がある。

(地域防災活動、防災教育の推進)

- 北海道胆振東部地震やブラックアウトなどの大規模災害が発生していることから、これらの教訓を踏まえた、情報伝達の推進等に取り組む必要がある。
- 防災に関する教育の推進については、気象台、北海道など関係機関との協働により、1日防災学校などを実施し、児童に対する防災意識の向上に向けた取組みを進めているが、より一層の効果的な取組みを検討する必要がある。
- 町及び消防等の防災業務に従事する職員に対し、災害時における的確な判断力を養い、各機関が行う防災活動を円滑に進めるため、防災教育の普及徹底を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- 緊急エリアメールの整備 整備済 (R2)
- 北海道防災無線の整備 整備済 (R2)
- 衛星電話の整備 整備済 (R2)
- 衛星無線の整備 整備済 (R2)
- 災害通信訓練 実施済 (R1)
- 戸別受信機の検討 実施中 (R2)
- SNS (Twitter) の整備 整備済 (R2)
- 民放 (UHB「地デジ広報サービス」) の活用 実施済 (R2)
- 交通機関の運行情報の伝達方法の確立 実施済 (R2)
- 一時避難場所等の運営情報の伝達方法の確立 実施済 (R2)
- 避難所における備蓄品の整備 整備済 (R2)
- 町地域防災計画の見直しの検討 未実施 (R2)
- 一日防災学校の実施 実施済 (R2)

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【評価結果】

(物資供給等に係る連携体制の整備)

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、北海道開発局、北海道、市町村、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の実効性を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、協定締結機関や団体、住民が参加する防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。
- 災害備蓄品のリスト化を推進し、種類や数量を情報共有できる体制を構築するなど、国、北海道、市町村、事業者が連携した物資調達・輸送の仕組みを整備する必要がある。
- ボランティア等の受入体制整備とボランティア支援をコーディネートする人材の育成を促進するとともに、災害時における円滑なボランティア支援を行うため、被災市町村の災害対策本部やボランティア関係者、関係機関等との情報共有が十分に図られる体制構築が必要である。

(非常用物資の備蓄促進)

- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、最低3日分、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源を確保することが重要であることから、自発的な備蓄等を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。
- 自治会（自主防災組織）においては、非常時に持ち出すには困難な物資について、備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制を構築する必要がある。
- 財政負担の軽減にも配慮しながら、市町村の非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組みを促進するほか、要配慮者向け物資等の備蓄や支援物資に係る協定の重要性を周知するとともにその充実を図っていく必要がある。
- 避難所とは別に資機材の一元管理も行うため、防災施設「災害備蓄倉庫」の整備を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- 協定に基づく応援内容の整理 整理済 (R2)
- 支援物資リスト化の整備 未整備 (R2)
- ボランティア等の受入整備 未整備 (R2)
- 町災害備蓄計画の策定 策定済 (R2)
- 災害備蓄品の見直し 実施済 (R2)
- 災害備蓄倉庫の整備 未整備 (R2)

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 防災関係機関で組織する「雄武町防災会議」を中心として、地域防災計画の推進や防災総合訓練など関係行政機関の連携を図っており、今後も、防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊、気象台など関係機関相互の情報共有・連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。
- 災害発生時における初動体制が円滑に整えられるよう、関係機関と緊密に連携しながら防災訓練を実施する必要がある。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、北海道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、北海道や他市町村などと連携した取組みを推進する必要がある。

(救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備)

- 災害対応能力強化のため、消防署及び消防団の救助資機材等の増強、消防車両の更新等、計画的な整備を進める必要がある。加えて消防団員の定数維持について推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- 雄武町防災会議の開催 未開催 (R2)
- 防災訓練の実施 実施済 (R1)
- 自衛隊との事業展開 実施済 (R1)
- 消防団員数 106 人 (R2)

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

(避難所等の生活環境の改善、健康への配慮)

- 避難所における良好な生活環境を確保するため、避難者の健康面に配慮した食事の提供や段ボールベッドなど生活環境の改善に必要な備品等の整備を進めるとともに、トイレ環境の向上を図ることが必要である。また、車中など避難所以外への避難者への対応を検討する必要がある。

(被災時の保健医療支援体制の強化)

- 災害の規模等により応急医療の必要があるときは、医師会に対し派遣要請を行うとともに、災害急性期においては北海道に対して災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請するなど、災害時における医療支援体制の強化を推進する必要がある。

(災害時における福祉的支援)

- 社会福祉施設の災害対応力を高めるため、電気、水道等の供給停止に備えて、施設管理者に対して、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水・医薬品等のほか、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の備蓄を促していく必要がある。

【指標（現状値）】

- アレルギー対応の食料品整備 整備済（R2）
- 段ボールベッド等の備蓄品の整備 整備済（R2）

(3) 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

(災害対策本部機能等の強化)

- 地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定、職員への研修、訓練などを通じ、災害対策本部体制の機能強化、職員の災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 消防団は地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 災害時の拠点となる庁舎等について、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備など、主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図る必要がある。

(行政の業務継続体制の整備)

- 業務継続計画については、今後、大規模停電や感染症も想定した防災訓練等を通じ業務継続計画の策定を行い、必要に応じて修正を行うなど、町の組織全体の業務継続体制を強化する必要がある。
- 災害時においても、町の業務を遂行する上で重要な、基幹的役割を担っている情報システム機能の維持、管理のため、重要システムに係るサーバーのデータに関してはバックアップを取る体制を構築済みであるが、職員の端末データに関しては、サーバーをデータセンターへの移設等を検討するなど「ICT 部門の業務継続計画」に向けての研究、検証が必要である。

(広域応援・受援体制の整備)

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、北海道や他市町村との間で「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」を締結しているが、効果的な運用方法の検討を行うとともに、円滑な相互応援を実施するための応援・受援体制を構築する必要がある。
- 他市町村から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等を明確化し、非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制を構築するとともに、被災市町村からの応援に備えて、職員の研修や活動に必要な事務機器等の準備など事前に応援体制を検討しておく必要がある。

【指標（現状値）】

- 地域防災計画 策定済（H28）
- 業務継続計画 未策定（R2）
- 老朽化対策 実施済（R2）
- 情報通信設備（サーバーのバックアップ）の整備 整備済（R2）
- 業務継続計画 未策定（R2）
- 一斉通報サービス導入（正職員） 未導入（R2）
- テレワーク導入（正職員） 10%（R2）
- 受援体制の整備 一部整備（R2）
- 相互応援協定 締結済（R2）

(4) ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

【評価結果】

(再生可能エネルギーの導入拡大)

○本町に豊富に賦存する再生可能エネルギーのポテンシャルを考慮すると、本町における再生可能エネルギーの導入は今後更なる拡大が期待できることから、エネルギーの地産地消など関連施策の推進を加速する必要がある。

(多様なエネルギー資源の活用)

○エネルギー構成の多様化を推進するため、天然ガス自動車の普及などの天然ガスの利用拡大に向けた取組みを促進する必要がある。

(石油燃料供給の確保)

○災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料の供給を安定的に確保するため、石油販売業者の団体や石油元売団体との間で協定や覚書を締結しており、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

○停電時においても円滑に燃料供給が可能となるよう情報共有や連携強化のほか、整備している自家発電設備の稼働訓練を実施することが必要であり、平時の際にも動作確認を行い、電源等の安定確保に努める必要がある。

【指標（現状値）】

■避難所運営体験の実施 実施済 (R2)

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

(食料生産基盤の整備)

- 北海道の農水産業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により生産基盤が打撃を受けた場合は、全国の食糧需給に影響を及ぼすことが危惧される。本町における農水産業においても、食料供給を安定的に行うという重要な役割を担っていることから、平時はもとより大規模災害に備え、農地や農業水利施設、漁業施設等の生産基盤の防災・減災対策の整備を推進する必要がある。
- 北海道の農水産業の経営は、高齢化・担い手不足などの大きな課題を抱えている。本町においても例外ではなく、経営安定対策や担い手の育成・確保など、農水産業の持続的な展開につながる取組みを効果的に推進する必要がある。

(北海道産食料品の販路拡大)

- 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても販路の開拓、拡大等により、一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の高付加価値化などによる農水産物の販路拡大の取組みなど、生産、加工、流通が一体となった取組みを推進する必要がある。

(北海道産農産物の産地備蓄の推進)

- 米などの主要穀物については国で備蓄を行っているが、災害時においては、米以外の農産物も供給が必要であることから、長期貯蔵など災害時における農産物の円滑な供給に資する取組みを進める必要がある。

【指標（現状値）】

■ 新規就農者数	0 人 (R2)
■ 農業生産額	73 億円 (R1)
■ 新規漁業経営体数	0 経営体 (R2)
■ 漁獲高	44 億円 (R2)

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

(水道施設等の防災対策)

- 災害時においても給水機能を確保するため、老朽化した浄水場や配水管などの水道施設の耐震化や施設更新を計画的に進める必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進することが必要である。
- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、応急給水・応急復旧に係る体制の構築を進め、危機管理体制の強化を図るとともに、水道施設の機能や特性を理解し、迅速な災害対応を担う人材育成を行う必要がある。

(下水道施設等の防災対策)

- 災害時に下水道機能の早期回復を目的とした業務継続計画（下水道 BCP）の整備により災害時の危機管理体制を強化する必要がある。
- 下水道施設の老朽化による事故の発生や機能停止等を未然に防止し、安全で快適な生活を守るため、点検・調査から得られる老朽化した施設の異常箇所について、施設の重要度を加味し、優先度の高いものから計画的に老朽化対策を進める必要がある。
- 下水道計画区域外においては、循環型社会形成推進交付金（浄化槽設置整備事業）により合併浄化槽の設置を実施している。災害時に、生活排水等が公共用済域に流出することを防止するためにも合併浄化槽の設置を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- 配水管更新（耐震管） 4,129m (R2)
- 応急給水、緊急連絡体制マニュアル修正・見直し 実施済 (R2)
- 下水道 BCP の策定状況 策定済 (H30)
- 下水道ストックマネジメント計画の策定状況 策定済 (H30)
- 汚水処理人口普及率 83.90% (R2)

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

(北海道内交通ネットワークの整備)

- 災害時における被災地からの避難や被災地への物資の供給、救援救急活動を迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、緊急輸送道路や避難路等のネットワーク化を進める必要がある。
- 高規格幹線道路旭川・紋別自動車道は、遠紋・西紋地域で生産された農水産物の流通において、その中核を担う「産業の道路」であるとともに、高次医療施設への搬送時間の短縮や災害時における救援物資の運搬など、地域生活にとって安全安心な暮らしを確保するために必要不可欠な「命の道路」であることから、国・北海道と強く連携しながら、迅速かつ着実に整備を進めていく必要がある。
- 大災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを速やかに行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、重要物流道路や代替路の指定、緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

(航空ネットワークの維持・拡充)

- 広域分散型の北海道では、人員の移動や物資の輸送において、航空路線は欠くことのできない重要な役割の一つであるため、北海道内航空路線の維持・拡充に向けて、オホーツク紋別空港の利用促進に向けた取組みを推進する必要がある。

(道路施設の防災対策等)

- 橋梁の老朽化対策については、「雄武町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な修繕を行うとともに、施設の適切な維持管理が必要である。
- 道路照明施設等道路付属物については、点検結果をもとに修繕が必要な箇所を抽出し、計画的な修繕を行う必要がある。

【指標（現状値）】

- 橋梁修繕数 11 箇所 (R2)
- 高規格幹線道路「旭川・紋別自動車道」の整備状況 遠軽 IC まで供用中
- 紋別・羽田直行便年間搭乗者数 72,028 人 (R1)
- 紋別・羽田直行便年間搭乗率 60.9% (R1)

(5) 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

(企業の事業継続体制の強化)

- 中小企業者等の経営体质・基盤の強化を促進するため、各業種関係団体等と連携しながら事業継続計画策定についての支援を検討する必要がある。

(被災企業等への金融支援)

- 国や北海道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、引き続きこうしたセーフティネット策を活用するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組みへの支援策について検討する必要がある。

【指標（現状値）】

5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

【評価結果】

(陸路における流通拠点の機能強化)

- 災害時においても陸路における円滑な物資輸送を図るため、流通拠点の機能強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

(6) 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃

【評価結果】

(森林の整備・保全)

- 災害等に起因する大規模な森林の荒廃は、町のみならず国全体にも影響を与える大きな問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなどの野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壤流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- 町有林・私有林の除間伐面積 218.5ha (R1)

(7) 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、国や北海道の計画との整合を図りながら、本町における災害廃棄物処理計画の策定を検討するとともに、大規模自然災害発生時の円滑な廃棄物処理体制の構築を検討する必要がある。

【指標（現状値）】

- 災害廃棄物処理計画策定の検討 未実施 (R2)

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【評価結果】

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 建設業協会と町において、災害時における協力体制に関する協定を締結しており、大規模災害の発生により、町職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助のための障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業協会とのより一層の連携や専門的技術等の活用を推進する必要がある。
- 石油供給関連事業者と市町村の間で結ばれている協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進する必要がある。

(行政職員の活用促進)

- 北海道や他市町村への応援要請又は他市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、平時から北海道や他市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておく必要がある。
- 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える必要がある。
- 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する必要がある。

【指標（現状値）】

- 建設業協会と連携した防災訓練等の実施 実施済（R1）
- 相互応援協定（北海道、市町村） 締結済（R2）

第4章 雄武町強靭化のための施策プログラムの策定 及び推進事業の設定

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、雄武町における強靭化施策の取組方針を示す「雄武町強靭化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、北海道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組合せ、20の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

「雄武町総合計画」で定める基本構想の実現を図るとともに、本町の強靭化を北海道・国の強靭化へつなげるため、総合計画の方向に沿った取組などと調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、31の重点化すべき施策項目を設定した。

3 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や北海道が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、北海道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

4 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、雄武町が主体となって実施する事業を設定し、個別の箇所・地区等については事業内容とともに別表に整理する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

【雄武町強靭化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧】

- 脆弱性評価において設定した 20 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載
- 重点化すべき施策プログラムの末尾に【重点】と記載
- 当該施策プログラムの推進に関わる取組主体（国、北海道、町、民間の 4 区分）を末尾に[]書きで記載
- 施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対応するもの多くあるが、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化)【重点】

○住宅・建築物等の耐震化については、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る。

[町、民間]

○空き家所有者が、地震発生時における危険性を理解するとともに、適正な管理が図られるよう、除去や利活用の啓発を推進する。[町、民間]

○町民等が利用する公共施設について避難場所となっている施設以外について、「雄武町公共施設等総合管理計画」のほか、各個別計画に基づき耐震化の一層の促進を図る。

[町]

(建築物等の老朽化対策)【重点】

○公共建築物の老朽化対策については、「雄武町公共施設等総合管理計画」のほか、各個別計画に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。[町]

○公営住宅等については、「雄武町公営住宅等長寿命化計画」に沿った公営住宅の計画的な建替え、改善等を実施する。[町]

○学校施設・社会教育施設については、「雄武町教育施設長寿命化計画」に沿った計画的な建替え、改修等を実施する。[町]

○公園施設については、「雄武町都市公園長寿命化計画」に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。[町]

(避難場所等の指定・整備・普及啓発)【重点】

○災害対策基本法に基づいて指定される指定緊急避難場所や指定避難所について、整備の状況や収容人数、安全性、管理の状況など、その適切性を確保するため、不断の見直しを行うとともに、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを策定し、自主防災組織等の町民が主体となった運営体制の構築に向けた支援を実施する。[町]

(緊急輸送道路等の整備)【重点】

○町内の緊急輸送道路等について、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、国・北海道と連携を図り整備を推進する。[町]

(その他)

○消防法令違反の是正や住宅用火災警報器設置による防火対策の強化とともに、火災予防運動を通じた啓発活動など火災予防の取組みを促進する。[町]

指標	現状	目標
避難所運営マニュアルの策定	未策定 (R2)	策定 (R3)
住宅用火災警報器設置率	79% (R2)	100% (R3)

推進事業

- ・社会資本整備総合交付金事業（地域住宅計画に基づく事業）
- ・住宅市街地総合整備促進事業費補助（空き家対策総合支援事業）
- ・社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）
- ・防災・安全交付金（都市公園・緑地等事業）
- ・学校施設環境改善交付金
- ・雄武斎場設備更新事業
- ・最終処分場浸出水処理施設維持管理事業

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備等)【重点】

- 土砂災害における警戒避難体制を強化するため、平成29年3月に策定している「雄武町地域防災計画」において、土砂災害の予防を計画しているが、適切かつ効果的に運用していくため、広報紙やホームページ等により町民に対し周知徹底を図るほか、防災訓練等の実施により担当職員の習熟の向上を図る。[北海道、町、民間]
- 北海道と連携を図りながら、危険箇所等の基礎調査を進め、「土砂災害特別警戒区域」及び土砂災害警戒区域の指定を推進する。[北海道、町]

(砂防設備等の整備、老朽化対策)【重点】

- 土砂災害（土石流、地すべり・かけ崩れ等）の恐れのある箇所について、国や北海道へ情報提供を行うなど、砂防施設等の効果的な整備を実施するための連携を図る。[北海道、町]

指標	現状	目標
「土砂災害危険地区」の把握	実施済（H28）	毎年実施
「土砂災害危険箇所」の把握	実施済（H28）	毎年実施

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波避難体制の整備)【重点】

- 国や北海道による新たな津波浸水想定の設定について注視しつつ、防災のしおり（津波ハザードマップ含む）の改訂を推進するとともに、改訂後においては、遅滞なく町民に対する周知を行う。[国、北海道、町]
- 自治会における防災活動との連携を強め、災害時の避難施設への誘導、平常時の見回り、避難訓練の実施など、共助による地域防災体制整備を推進する。[町]
- 災害時に低地居住者が速やかに高台へ避難するための道路について、社会資本整備総合交付金を活用し、計画的な整備を推進する。[町]

(海岸保全施設等の整備)【重点】

- 海岸における越波・浸水による浸食被害や津波被害を最小限にするため、海岸保全施設が計画的に整備されるよう北海道と連携していく。[北海道、町]

指標	現状	目標
防災のしおり（防犯マップ）の検証	未実施（R2）	検証（R3）
自治会との連携（避難所運営体験）	実施済（R2）	毎年実施
自主防災組織の推進	実施済（R2）	毎年実施
道路整備延長	0m（R2）	354.12m（R3）
雄武町水防計画	策定済（H28）	

推進事業

・防災・安全交付金（道路事業）

※町道元沢木海岸線（令和3年度～令和5年度 総事業費 103,000千円）

・海岸保全施設整備事業

・自治会運営補助事業

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水・内水ハザードマップの作成)【重点】

- 防災のしおり（防災マップ）を英語、中国語、ベトナム語等に対応した表記とし、加えて、想定最大規模降雨に基づく洪水浸水想定区域図についての見直しを行う。[町]
- 全町的な避難訓練を実施し、水災時における町民の円滑かつ迅速な避難体制の構築を図る。[国、北海道、町、民間]

(河川改修等の治水対策)【重点】

- 長寿命化計画を策定し、雄武ダムの計画的な整備を図っていく。[国、町]
- 北海道と町では、それぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、護岸の整備などの治水対策を行ってきたが、近年頻発している集中豪雨に備えるため、未整備の河川を含め、今後一層の効果的、効率的な整備や維持管理を進める。[北海道、町]

指標	現状	目標
防災のしおり（防災マップ）の更新	実施済（H29）	必要に応じ更新
防災のしおり（防災マップ）の多言語化	未策定（R2）	策定（R4）
防災のしおり（防災マップ）の再検証	未実施（R2）	再検証（R4）
全町的な避難訓練の実施	実施済（R1）	毎年実施

推進事業

- ・防災・安全交付金（河川事業）
- ・農業農村基盤整備事業（国営緊急農地再編整備事業雄武丘陵地区）

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制の強化)【重点】

- 道路利用者の安全を確保するため、除雪作業従事者との連絡を密にし、道路状況を的確に把握するとともに、各道路管理者（国、北海道、町）が連携し、通行規制等の情報を迅速に共有し、道路利用者への情報伝達を円滑に実施するための体制の整備を進める。
[国、北海道、町]
- 暴風雪時における、人的被害やスタック車両等を未然に防ぐため、災害対策基本法及び道路法による通行止めを早期に行うとともに、町民に対し、通行規制等の情報をホームページ等で効果的に提供できるように取り組む。[国、北海道、町]

(除雪体制の確保)【重点】

- 除雪作業従事者については、現時点では確保できているものの、将来的に担い手不足が見込まれることから、担い手の確保に向けた取組みを進めるのと同時に、除雪機械の計画的な更新を進める。[町]
- 町内における堆雪場所を把握し、除雪路線との関係性を調査したうえで、必要な堆雪スペースの確保に努めるとともに、排雪作業を計画的に進める。[町]

指標	現状	目標
町道除雪路線延長	165.5km (R2)	165.5km (R2)
除排雪車両保有台数	7台 (R2)	7台 (R2)

推進事業

- ・社会資本整備総合交付金（道路事業）
 - ・防災・安全交付金（道路事業）
- ※町道幸海線ほか（令和3年度～令和5年度 総事業費 123,246千円）

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)【重点】

- 市町村が設置する避難所等における防寒対策として、民間事業者と連携して停電時でも安全に使用できる暖房器具や発電機、携帯用トイレなどの備蓄を促進するとともに、給電機能付車両の導入を推進する。[国、町、民間]
- 厳冬期特有のリスクを想定した避難訓練や避難所運営訓練、防災教育を通じた普及啓発を促進する。[町]

指標	現状	目標
発電機の整備	整備済 (R1)	
ジェットヒーターの整備	整備済 (R2)	
避難所運営体験の実施	実施済 (R2)	毎年度実施
防災教育の実施	実施済 (R2)	毎年度実施

1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係機関の情報共有化)【重点】

- 災害発生時、町民を迅速かつ的確に避難・救護するため、北海道や他市町村、防災関係機関等との情報交換、情報伝達体制について平時から準備を進める。[北海道、町、民間]
- 被災状況や避難に関する情報について、Ｌアラートなどによる報道関係機関への情報提供をはじめ、緊急告知防災ラジオ、緊急速報メール、登録制メール等、あらゆる広報媒体の組み合わせの検討を行い、迅速かつ適切な広報活動を実施するため、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る。[北海道、町]

(住民等への情報伝達体制の強化)【重点】

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、国の避難勧告等に関するガイドラインの改定を踏まえた避難勧告等の判断・伝達マニュアル及び各種災害に係る避難勧告等の発令基準の改定を検討する。[国、北海道、町]
- 防災等に資する公衆無線 LAN 機能の整備、北海道防災情報システムとＬアラート（災害情報共有システム）の連携強化と職員の操作能力の向上、災害情報伝達手段の多重化を促進する。[北海道、町]
- 国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用を含め、災害時の安否情報を的確に収集し提供する体制を整備する。[町]
- 誤った情報や根拠の無い情報の流布を防ぐため、災害対策本部などにおいて関係機関と報道機関の連携を図り、情報収集・発信体制の強化を促進する。[町]

(観光客への要配慮者対策)【重点】

- 観光客の安全を確保し適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る体制の整備を行う。[国、北海道、町、民間]

(帰宅困難者対策の推進)

- 災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するとともに、民間企業との連携による帰宅困難者支援の取組みを促進する。[国、北海道、町、民間]

(地域防災活動、防災教育の推進)【重点】

- 防災関係機関、町、教育機関、自治会、事業所、町民等による地域全体での総合的な防災施策を展開し、自助・共助・公助それぞれの視点から、災害時において適切に対応出来る地域づくりを促進する。[町、民間]
- 町及び消防等、防災業務に従事する職員の災害時における的確な判断力を養い、各関係機関が行う防災活動を円滑に進めるため、防災教育の普及徹底を図る。[町、民間]
- 教育機関は、防災に関する安全計画の立案とそれを実現させるため、児童に対し、災害や事故等の緊急時に起るさまざまな危険と、その際の安全な行動について、状況に応じて適切な対応ができるように防災教育を全体行事や学級活動などの教育活動を通して、計画的、組織的に実施する。[国、北海道、町]

指標	現状	目標
緊急エリアメールの整備	整備済 (R2)	
北海道防災無線の整備	整備済 (R2)	毎年度整備
衛星電話の整備	整備済 (R2)	
衛星無線の整備	整備済 (R2)	
災害通信訓練	実施済 (R1)	毎年度実施
戸別受信機の検討	実施中 (R2)	検討終了 (R3)
SNS (Twitter) の整備	整備済 (R2)	
民放（UHB「地デジ広報サービス」）の活用	実施済 (R2)	
交通機関の運行情報の伝達方法の確立	実施済 (R2)	都度実施
一時避難場所等の運営情報の伝達方法の確立	実施済 (R2)	都度実施
避難所における備蓄品の整備	整備済 (R2)	毎年実施 (R3)
町地域防災計画の見直しの検討	未実施 (R2)	検討 (R3)
一日防災学校の実施	実施済 (R2)	毎年実施

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

(物資供給等に係る連携体制の整備)【重点】

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道、町、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、こうした協定に基づく平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。[北海道、町、民間]
- 災害時に被災地へ円滑な物資供給を行うため、国からのプッシュ型支援や自衛隊からの支援のほか、民間事業者からの協定による提供など事前に支援物資の経費負担や調達方法を確認するとともに、被災市町村への提供に当たって、物資拠点施設等への物流専門家の派遣や支援物資のリスト化を図り、種類や数量を情報共有できる体制を構築する。
[国、北海道、町、民間]
- NPO（非営利団体）やボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政、社協、ボランティア支援団体等との連携により、NPO やボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進するとともに、3 者間で被災地での対応状況や課題についての情報共有を図る。[町、民間]

(非常用物資の備蓄促進)【重点】

- 地域づくり総合交付金などの活用や民間事業者等との協定などを通じ、要配慮者向けも含めた市町村の非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組みを推進する。[町]
- 家庭や企業等における備蓄について、最低 3 日間、可能であれば 1 週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源の確保が重要であり、SNS 等を活用するなど、北海道及び町による啓発活動を連携強化し、自発的な取組みを推進する。[北海道、町]
- 自治会（自主防災組織）において、非常時に持ち出すには困難な物資の備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制の構築を推進する。[町、民間]
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や災害備蓄倉庫等について、地区の実情に応じた施設整備を計画的に推進する。[町、民間]

指標	現状	目標
協定に基づく応援内容の整理	整理済 (R2)	毎年整理
支援物資リスト化の整備	未整備 (R2)	整備 (R4)
ボランティア等の受入整備	未整備 (R2)	整備 (R3)
町災害備蓄計画の策定	策定済 (R2)	毎年度見直し
災害備蓄品の見直し	実施済 (R2)	毎年度見直し
災害備蓄倉庫の整備	未整備 (R2)	整備 (R3)

推進事業

- ・地域ぐるみ防災推進事業（備蓄倉庫）

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)【重点】

- 防災関係機関などで組織する雄武町防災会議、総合防災訓練をはじめとする各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊、気象台のほか通信、ガス事業者といった指定公共機関など官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保するとともに、情報共有体制の整備を検討する。[国、北海道、町、民間]
- 災害発生時における初動体制が円滑に整えられるよう、関係機関と緊密に連携しながら防災訓練を継続していく。[国、北海道、町、民間]

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、北海道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、北海道や他市町村などと連携した取組みの推進に努める。[北海道、町]

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 消防署及び消防団の救助資機材の増強、老朽化した消防車両の更新など、計画的に整備を進める。また、消防団員の定数確保のため入団促進の強化を進める。[町]

指標	現状	目標
雄武町防災会議の開催	未開催 (R2)	都度開催 (R3)
防災訓練の実施	実施済 (R1)	毎年度実施
自衛隊との事業展開	実施済 (R1)	毎年度実施
消防団員数	106人 (R2)	110人 (R3)

推進事業

- ・消防資機材整備事業
- ・消防車両更新事業
- ・消防団活性化事業

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

(避難所等の生活環境の改善、健康への配慮)

○炊き出し等における食物アレルギーへの対応など避難者の健康面に配慮した食事の提供、段ボールベッドの整備、トイレ環境の向上など避難所における良好な生活環境の整備を推進する。また、車中など避難所以外への避難者への対応方法を検討する。[町、民間]

(被災時の保健医療支援体制の強化)【重点】

○災害の規模等により応急医療の必要があるときは、医師会に対し派遣要請を行うとともに、災害急性期においては北海道に対して災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。[国、北海道、町、民間]

(災害時における福祉的支援)

○社会福祉施設の災害対応力を高めるため、電気、水道等の供給停止に備えて、施設管理者に対して、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水・医薬品等のほか、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の備蓄を促進していく。[町、民間]

指標	現状	目標
アレルギー対応の食料品整備	整備済（R2）	毎年度見直し
段ボールベッド等の備蓄品の整備	整備済（R2）	毎年度見直し

3 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化)【重点】

- 災害対策本部に係る運用事項（職員の収集範囲、本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など）について、定期的な訓練などを通じ、実施体制の検証や必要に応じた見直しを行う。[町]
- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画の見直しや業務継続計画を策定し、本部機能の維持に必要な資機材の整備を推進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、市民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を推進する。[町]
- 災害時の拠点となる庁舎等の高い安全性の確保と災害本部としての機能を維持する。[町]

(行政の業務継続体制の整備)【重点】

- 町の業務継続計画については、未策定であることから早急に策定が必要であり、策定後も防災訓練等を通じ実行性の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。[町]
- 業務全体を対象にした業務継続計画の整備を推進し、災害時における市町村業務の継続体制を構築する。[町]
- 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設や具体的災害を想定した訓練などを定めた、「ICT部門の業務継続計画」の策定の検討や情報システムの機能維持のための取組みを推進する。[町]

(広域応援・受援体制の整備)

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、応援に関する協定等の効果的な運用方法の検討とともに、北海道外自治体との広域応援・受援体制の構築を図る。[町]
- 他市町村から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制を構築するとともに、応援職員を派遣する場合に備え、職員の研修や応援活動に必要な事務機器等の準備を行う。[町]
- 職員の派遣に当たり、過去に派遣されたことのある職員のリストを活用するなど地域や災害の特性等を考慮し職員を選定するとともに、防災担当以外の職員に対する研修の実施など災害対応能力の向上を図る。[町]

指標	現状	目標
地域防災計画	策定済（H28）	見直し（随時）
業務継続計画	未策定（R2）	策定（R3）
老朽化対策	実施済（R2）	修繕（随時）
情報通信設備（サーバーのバックアップ）の整備	整備済（R2）	維持（R7）
一斉通報サービス導入（正職員）	未導入（R2）	導入（R3）
テレワーク導入（正職員）	10%（R2）	20%（R7）
受援体制の整備	一部整備（R2）	毎年度見直し
相互応援協定	締結済（R2）	継続

4 ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

(再生可能エネルギーの導入拡大)

○本町における再生可能エネルギーの導入拡大に向け、エネルギーの地産地消や自然エネルギーの導入など、関連施策を総合的に推進する。[国、北海道、町、民間]

(多様なエネルギー資源の活用)

○天然ガスの利用拡大、水素エネルギーの開発・利活用、廃棄物の電力・熱利用など、エネルギー構成の多様化に向けた取組みを促進する。[国、北海道、町、民間]

(石油燃料供給の確保)

○石油供給関連事業者と市町村の間で結ばれている協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進する。[町、民間]
○停電時においても円滑に燃料供給が可能となるよう、整備している自家発電設備の操作等について、町民も含めた訓練として実施する。[町、民間]

指標	現状	目標
避難所運営体験の実施	実施済（R2）	毎年度実施

4-2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備)【重点】

- 大規模災害により農地や生産施設等が被災した場合、農畜産物や水産物の生産に大きな影響を及ぼすと想定されることから、生産体制の大幅な停滞を防ぐとともに、早期復旧を促進するため、農業用施設、水利施設、漁港施設はもとより、農地も含めた生産基盤の整備を着実に推進する。[国、北海道、町]
- 災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献していくため、経営安定対策や担い手の確保など、農水産業の持続的な発展につながる取組みを効果的に推進する。[国、北海道、町]

(北海道産食料品の販路拡大)

- 大災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、食の高付加価値化に向けた取組み等を通じ、農水産物や加工食品の販路拡大を推進する。[国、北海道、町、民間]

(北海道産農産物の産地備蓄の推進)

- 産地における農産物の長期貯蔵など、平時における農産物の安定供給に加え、大災害時においても農産物の円滑な供給に資する取組みを推進する。[国、北海道、町、民間]

指標	現状	目標
新規就農者数	0人（R2）	2人（R6）
農業生産額	73億円（R1）	75億円（R6）
新規漁業経営体数	0経営体（R2）	1経営体（R6）
漁獲高	44億円（R2）	50億円（R6）

推進事業

- 農業農村基盤整備事業（国営緊急農地再編整備事業雄武丘陵地区）
- 農業農村基盤整備事業（中山間地域等直接支払制度）
- 農業農村基盤整備事業（環境保全型農業直接支払制度）
- 農業農村基盤整備事業（畜産担い手育成総合整備事業（再編整備型事業））
- 水産流通基盤整備事業
- 水産物供給基盤機能保全事業
- 水産生産基盤整備事業
- 浜の活力再生・成長促進交付金

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の防災対策)【重点】

- 災害時においても給水機能を確保するため、浄水場、配水池、配水管など水道主要施設の耐震化や浸水対策に加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を推進する。[町]
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、応急給水、応急復旧体制の整備を推進する。また、水道関連団体等との連携による研修等を通じ、災害対応を担う人材の育成を行う。[町]

(下水道施設等の防災対策)【重点】

- 災害時に下水道機能の早期回復を目的とした業務継続計画（下水道 BCP）を隨時更新し災害時の危機管理体制を強化する。[町]
- 下水道施設の老朽化による事故の発生や機能停止等を未然に防止するために点検・調査を行い、施設の重要度や優先度の高いものから計画的に老朽化対策を実施する。[町]
- 公共下水道事業計画区域外において生活排水等が公共用水域に流出することを防止するため、汲み取り・単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進する。[町]

指標	現状	目標
配水管更新（耐震管）	4,129m (R2)	4,747m (R4)
応急給水、緊急連絡体制マニュアル修正・見直し	実施済み (R2)	毎年実施
下水道 BCP の策定状況	策定済 (H30)	必要に応じて変更
下水道ストックマネジメント計画の策定状況	策定済 (H30)	必要に応じ変更
汚水処理人口普及率	83.90% (R2)	88.90% (R7)

推進事業

- ・社会資本整備総合交付金事業（下水道事業）
- ・防災・安全交付金（下水道事業）
- ・下水道防災事業費補助
- ・循環型社会形成推進交付金（浄化槽設置整備事業）
- ・簡易水道等施設整備費国庫補助金
- ・生活基盤施設耐震化等交付金
- ・上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(北海道内交通ネットワークの整備)【重点】

- 災害時における広域交通の分断を回避するため、緊急輸送道路や避難路等のネットワーク化を進める。[町]
- 高規格幹線道路旭川・紋別自動車道は、西紋地域における農水産物の流通機能はもとより、高次医療施設への搬送や災害時における救援物資の輸送としての機能など、地域町民が安全・安心に暮らすために必要不可欠な道路であることから、今後も国・北海道と強く連携しながら、迅速かつ着実な整備促進を図る。[国、北海道、町]

(航空ネットワークの維持・拡充)【重点】

- 広域分散型の北海道において、北海道内都市間を結ぶ航空路線の確保は地域活性化及び安全安心のための重要な役割の一つであるため、北海道内航空路線の再開に向けて、オホーツク紋別空港の更なる利用促進に向けた取組みを実施する。

(道路施設の防災対策等)【重点】

- 橋梁の老朽化対策については、「雄武町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な修繕を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。[町]
- 道路照明施設等道路付属物については、点検結果をもとに修繕が必要な箇所を抽出し、計画的な修繕を行う必要がある。[町]

指標	現状	目標
橋梁修繕数	11 箇所 (R2)	0 箇所 (R6)
高規格幹線道路「旭川・紋別自動車道」の整備促進に係る要望活動の実施	実施済 (R1)	毎年度実施
紋別・羽田直行便年間搭乗者数	72,028 人 (R1)	78,000 円 (R7)
紋別・羽田直行便年間搭乗率	60.9%	65%

推進事業

・道路メンテナンス事業補助（道路事業）

・防災・安全交付金（道路事業）

※豊年橋ほか（平成 28 年度～令和 6 年度 総事業費 387,000 千円）

5 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(企業の事業継続体制の強化)

- 大災害時における経済活動の継続を確保するため、各業種関係団体等に対し事業継続計画策定について普及・啓発を促進する。[国、北海道、町、民間]

(被災企業等への金融支援)

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業等の早期復旧と経営安定を図るための、国等が実施している被災企業への金融支援について普及、啓発を推進するとともに、町が実施する融資制度を柔軟に運用するなど、災害時における被災企業への支援策の確保に努める。[国、北海道、町]

5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

(陸路における流通拠点の機能強化)

- 陸路における円滑な物資輸送を図るため、流通拠点の機能強化を図る。[国、北海道、町、民間]

6 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃

(森林の整備・保全)【重点】

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。[国、北海道、町、民間]
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。[国、北海道、町、民間]

(農地・農業水利施設等の保全管理)【重点】

- 農地が持つ保水効果や土壤流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。[国、北海道、町]

指標	現状	目標
町有林・私有林の除間伐面積	218.5ha (R1)	240ha (R4)

推進事業

農業水路等長寿命化・防災減災事業（基幹水利施設管理事業）

農業農村基盤整備事業（多面的機能支払制度）

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 大規模自然災害発生時において、迅速な災害廃棄物処理が図られるよう災害廃棄物処理計画の策定を検討する。[国、北海道、町]

指標	現状	目標
災害廃棄物処理計画策定の検討	未実施 (R2)	検討 (R7)

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 災害発生時の人命救助のための障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業協会の効果的な活用を図るなど、災害時における行政機関と建設業協会との連携体制を強化する必要がある。[町、民間]
- 災害時の復旧・復興に加え、公共施設等の耐震化や老朽化対策、交通ネットワークの整備など平時における強靭化の推進に不可欠な建設業協会の振興に向けて、災害時に備えた事業継続計画の策定促進など、関係団体等と連携した取組みを推進する。[町、民間]

(行政職員の活用促進)

- 北海道や他市町村への応援要請又は他市町村に対する応援を迅速かつ円滑に行うため、災害対策上必要な資料の交換、連絡先の共有を徹底し、必要な応援準備及び受援体制を整備する。[北海道、町]
- 被災時に周辺市町村が後方支援を担えるよう、相互協定を結び、協定の中で後方支援基地として位置付ける。[町]
- 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。[町]

指標	現状	目標
建設業協会と連携した防災訓練等の実施	実施済 (R1)	毎年実施
相互応援協定（北海道、市、町村）	締結済 (R2)	継続

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靭化基本計画」及び「北海道強靭化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は5年（令和3年度～令和7年度）とする。

また、本計画は、雄武町の他の分野別計画における国土強靭化に関する指針として位置付けるものであることから、国土強靭化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策ごとの推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策ごとの推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、府内・府外の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《 施策ごとの推進管理に必要な事項 》

- ・当該施策に関する府内・府外の所管部局、国の関係府省庁、北海道の関係部局
- ・計画期間における施策推進の工程
- ・当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・当該年度における予算措置状況
- ・当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・指標の達成状況 等

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・北海道への政策提案を通じ、さらなる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、雄武町強靭化のスパイラルアップを図っていく。

【別表】

雄武町強靭化計画 雄武町強靭化のための推進事業一覧

【別表】雄武町強靭化のための推進事業一覧

所管課	事業名	対象地域 箇所名	対応する リスクシナリオ
住民生活課	循環型社会形成推進交付金 (浄化槽設置整備事業)	雄武町公共 下水道区域外	4-3
	雄武斎場設備更新事業	雄武斎場	1-1
	最終処分場浸出水処理施設維持管理 事業	最終処分場	1-1
	地域ぐるみ防災推進事業(備蓄倉庫)	雄武町全域	2-1
	自治会運営補助事業	雄武町全域	1-3
産業振興課	農業農村基盤整備事業 (中山間地域等直接支払制度)	雄武町全域	4-2
	農業農村基盤整備事業 (環境保全型農業直接支払制度)	雄武町全域	4-2
	農業農村基盤整備事業 (畜産担い手育成総合整備事業(再編 整備型事業))	雄武町全域	4-2
	農業水路等長寿命化・防災減災事業 (基幹水利施設管理事業)	雄武町全域	6-1
	農業農村基盤整備事業 (多面的機能支払制度)	雄武町全域	6-1
	農業農村基盤整備事業 (国営緊急農地再編整備事業雄武丘 陵地区)	雄武町全域	1-4 4-2
	海岸保全施設整備事業	雄武町全域	1-3
	水産流通基盤整備事業	雄武・沢木漁港	4-2
	水産物供給基盤機能保全事業	雄武・沢木・幌 内漁港	4-2
	水産生産基盤整備事業	幌内漁港	4-2

【別表】雄武町強靭化のための推進事業一覧

所管課	事業名	対象地域 箇所名	対応する リスクシナリオ
産業振興課	浜の活力再生・成長促進交付金	雄武町全域	4-2
建設課	防災・安全交付金 (道路事業)	町道元沢木海岸線 (R3~R5)	1-3
	防災・安全交付金 (河川事業)	雄武町全域	1-4
	社会資本整備総合交付金 (道路事業)	雄武町全域	1-5
	防災・安全交付金 (道路事業)	町道幸海線ほか (R3~R5)	1-5
	道路メンテナンス事業補助 (道路事業)	雄武町全域	4-4
	防災・安全交付金 (道路事業)	豊年橋ほか (H28~R6)	4-4
	社会資本整備総合交付金 (都市公園・緑地等事業)	宮の森・旭日・稻荷・中央公園	1-1
	防災・安全交付金 (都市公園・緑地等事業)	宮の森・旭日・稻荷・中央公園	1-1
	社会資本整備総合交付金事業 (地域住宅計画に基づく事業)	雄武町全域	1-1
	住宅市街地総合整備促進事業費補助 (空き家対策総合支援事業)	雄武町全域	1-1
上下水道課	簡易水道等施設整備費国庫補助金	雄武町 簡易水道区域	4-3
	生活基盤施設耐震化等交付金	雄武町 簡易水道区域	4-3
	上水道施設災害復旧費及び簡易水道 施設災害復旧費補助金	雄武町 簡易水道区域	4-3
	社会資本整備総合交付金事業 (下水道事業)	雄武町公共 下水道区域内	4-3
	防災・安全交付金 (下水道事業)	雄武町公共 下水道区域内	4-3

【別表】雄武町強靭化のための推進事業一覧

所管課	事業名	対象地域 箇所名	対応する リスクシナリオ
上下水道課	下水道防災事業費補助	雄武町公共 下水道区域内	4-3
教育委員会	学校施設環境改善交付金 (学校環境整備事業)	雄武町全域	1-1
消防	消防資機材整備事業	雄武町全域	2-2
	消防車両更新事業	雄武町全域	2-2
	消防団活性化事業	雄武町全域	2-2

【雄武町強勒化計画 更新履歴】

○令和3年3月 策定

○令和5年1月 見直し

雄武町強靭化計画

(令和 3 年度～令和 7 年度)

発行：令和 3 年 3 月

企画・編集：財務企画課企画調整係

〒098-1792 紋別郡雄武町字雄武 700 番地

電話：0158-84-2121 Fax：0158-84-2844



いくらすじ子